

土木工事現場必携令和2年3月版の主な改定内容について

長野県建設部
建設政策課技術管理室

1 土木工事現場必携（前回改定：平成31年3月）

【内容見直し】

- 共1 《公共土木工事の事務手順の概要》
 - 共1-9 工事の着手 30日以内→準備期間内
 - 共1-12 現場に掲示する標識・看板 2項目追加
- 共3 《建設工事における技術者制度》
 - 共3-7～ 主任技術者の要件の追加 とび土 登録土工基幹技能者
タイル・レンガ・ブロック工事
登録ALC基幹技能者
 - 共3-18 県工事における技術者要件（土木1式）
「通知」を「別紙1」に改正
- 共4 《適切な施工体制の確保》
 - 共4-1 コリンズ登録手続きの修正
 - 共4-26～ 一号特定外国人従事の有無の記載を追加
- 共5 《施工計画書》
 - 共5-10 工事着手日記載例を追加
 - 共5-13 委託会社の記載を削除
 - 共5-58 再生資源利用（促進）計画書の提出方法を修正
 - 共5-60 ICT ホームページを追記
- 共6 《工事材料》
 - 共6-3 主要材料表 「材料承認対象」の記載を修正
- 共10 《施工管理（工事打合せ、出来形管理）》
 - 共10-7 工事記録様式修正
 - 共10-8 段階確認の記載を修正
 - 共10-12 契約・検査課通知を削除
- 共12 《建設副産物対策》
 - 再生資源利用計画書等の作成を要する工事の変更に伴う修正
- 発2 《施工条件明示》
 - 最新版（R1.12.1）に改正
- 発4 《会計局が行う工事検査等の事務処理》
 - 検査要綱、修補処理規程の改定に伴う改正